



都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、つくばみらい都市計画土地地区画整理事業を決定したので、同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

令和8年1月15日

つくばみらい市長 小田川 浩



- 1 都市計画の種類
土地地区画整理事業（（仮称）みらい平東地区）

- 2 都市計画を決定する土地の区域
(1) つくばみらい市大字小張 字東耕地、字大池台、字院内、字大池下、
字上海道の各一部
大字伊奈東 字伊奈東の一部

- 3 縦覧場所
つくばみらい市都市建設部都市計画課